

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が 2024 年 4 月から引下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ 要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに 2024 年度の訪問介護事業所の倒産は 86 件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。また、厚労省が 2025 年 4 月に発表した訪問介護事業所の調査結果では、「都市部」「中山間・離島」「その他」のどの地域においても、昨年 8 月に 5%以上減収となった事業所が最多で全体の 4～5 割にのぼりました。全国平均では 56.8%の事業所が減収となっていることが明らかとなりました。

2023 年度の介護従事者数は、介護保険施行以来はじめて前年比マイナス(215.4 万人から 212.6 万人へと 2.8 万人減少)となりました。とりわけ訪問介護の人手不足は深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は 14.4 倍(2023 年度)と依然として高止まりのままです。介護従事者の給与は常勤でも全産業平均を月額約 8.3 万円も下回り、人手不足に拍車をかけています。

政府は訪問介護の基本報酬を引下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、上位加算は条件整備や事務の煩雑さもあり取得が困難であること、また、そもそも処遇改善加算金は職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が下がれば処遇改善加算金も下がる仕組みであり、根本的な改善とはなりません。先に述べた厚労省の調査において 6 割の訪問介護事業所が 減収となった結果からも明らかです。このままだと訪問介護事業の存続が危ぶまれ、要介護になっても在宅で安心して暮らし続けることも困難となります。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1. 訪問介護報酬の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月20日

山梨県上野原市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣